

## 紹介コンサルティング料金説明

- (1) 弊社は、厚生労働大臣の許可を受け、有料職業紹介事業を行っております。したがって、適正な職業紹介事業の運営のために人材紹介基本契約書、及び「本件報酬及び返戻金制度別紙」の締結、その他必要書類の事前確認を行います。
- (2) 弊社派遣社員を有料職業紹介において直接雇用とする場合は、事前に人材紹介の契約を取り交わすとともに、改正派遣法において労働者派遣個別契約書に明記することが義務付けられた紛争防止措置を遵守し、派遣元、派遣先間で紛争が起こることのないよう協議、調整を行います。
- (3) 本紹介コンサルティング基本料金表は、弊社派遣社員が派遣契約を満了し、派遣先へ直接雇用となる場合、及び紹介予定派遣にて直接雇用となる場合の料金設定としております。
- (4) 有料職業紹介と合わせて、キャリアアップ助成金をご提案させていただいております。受給には事前に計画書の提出や必要に応じて就業規則の一部改正を行い助成金の受給要件を満たす必要があります。労務管理の不手際や解雇、未払残業問題などの発生から助成金が貰えない場合もありますので、助成金申請をお考えの事業所様は事前に申請が可能かどうかをハローワークにご確認下さい。
- (5) 本紹介コンサルティング基本料金表は、2023年10月1日に改正したものであり、今後も労働市場の変化、最低賃金の改訂などによってコンサルティング基本料金を改正する場合がございます。

## 基本料金表

派遣就業を経て貴社の直接雇用とするまでの期間	紹介料
・新規紹介 ・派遣就業1年未満 ・紹介予定派遣	年収の <b>30%</b> + 消費税  (※厚生労働省への届出は30%以上、50%以下となっています)
・派遣就業1年以上	年収の <b>25%</b> + 消費税